

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

〇

福島県報

目次

福島県選挙管理委員会

○南相馬市議会議員一般選挙を福島

県知事選挙と同時にを行う件

○福島県知事選挙及び南相馬市議会議員一般選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定に基づく南相馬市議会議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、平成二十二年十月三十一日執行の福島県知事選挙と同時にこれを行う。

平成二十二年十月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第七十八号

平成二十二年十月三十一日執行の福島県知事選挙及びこれと同時にを行う南相馬市議会議員一般選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序は、次のとおりとする。

平成二十二年十月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

一 福島県知事選挙の投票

二 南相馬市議会議員一般選挙の投票